資料２

「規制改革ホットライン」の集中受付について
（インバウンド・観光関連）

１．集中受付の趣旨

規制改革会議においては、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革に関する提案を積極的に取り上げることとしており、その審議結果を過去３回の答申に反映し、実現に向けて取り組んできたところである。

今期も、「規制改革ホットライン」の認知度を一層向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくため、10 月を集中受付期間としているところであるが、訪日外国人旅行者(インバウンド)の急増の下で 2020 年のオリンピックを見据え、幅広く必要な規制改革を検討するために、関係者の要望をきめ細かく把握する必要がある。

そこで、「インバウンド・観光関連」施策の展開に資する多くの提案をいただくことを目的として「規制改革ホットラインの集中受付（インバウンド・観光関連）」を実施する。

２．集中受付期間

平成 27 年 11 月 1 日(日)～11 月 30 日(月)を集中受付期間とする。

３．募集する提案

「インバウンド・観光関連」施策を進める上で、改革が必要と考えられる規制の見直しについて、具体的な提案を幅広く募集する。

例）①インバウンド・観光関連ビジネスへの新規参入や、訪日外国人旅行者の利便性や快適さを向上させていくための創意工夫を妨げているもの

②インバウンド・観光関連ビジネスを展開する際に、手続の煩雑さが負担になったり、無駄や非効率を生んでいるもの

③地域における観光やビジネスの魅力を高める取組を妨げているもの

※ 集中受付の詳細については、今月中に公表予定。